様式第１号（第２条及び第４条関係）

公園使用許可申請書

　　　　年　　月　　日

千代田町長　　様

申請者

　住所又は所在地

　電話番号

次のとおり公園内における使用の許可を受けたいので申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用施設 | なかさと公園（野球場・ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰ棟・その他） | |
| 使用の目的及び内容 |  | |
| 使用の日時 | 年　　月　　日から  　　　　　　年　　月　　日まで　　　日間  午前・午後　　　時　　分から  午前・午後　　　時　　分まで　　　時間　　分 | |
| ※使用場所／面積 | ／　　　　　　㎡ | |
| 使用人員 | 人 | |
| その他必要な事項 | バーベキュー棟テーブル(Ｎｏ１・２・３・４・５) | |
| ※都市公園条例施行規則第２条第２項の各号に定める事項 |  | |
| 使用料 | 有料（ 　　　　円）  無料 | 減免（規則第１２条  (1)・(2)・(3)・(4)）該当 |

※の欄は有料公園施設を使用するときは、記入不要です。

※予約申請番号　　　　　　　　　※印の欄は、記入しないでください。

様式第１号の２（第２条及び第４条関係）

公園使用許可証

　　　　年　　月　　日

　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　様

　電話番号

千代田町長

　　下記申請のとおり裏面の条件を付して許可します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用施設 | なかさと公園（野球場・ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰ棟・その他） | |
| 使用の目的及び内容 |  | |
| 使用の日時 | 年　　月　　日から  　　　　　　年　　月　　日まで　　日間  午前・午後　　　時　　分から  午前・午後　　　時　　分まで　　時間　　分 | |
| ※使用場所／面積 | ／　　　　　　㎡ | |
| 使用人員 | 人 | |
| その他必要な事項 | バーベキュー棟テーブル(Ｎｏ１・２・３・４・５) | |
| ※都市公園条例施行規則第２条第２項の各号に定める事項 |  | |
| 使用料 | 有料（　 　　円）  無料 | 減免（規則第１２条  (1)・(2)・(3)・(4)）該当 |

**施設使用上の注意事項**

〇**申請した「使用の目的及び内容」以外の行為は行わないこと。**

他の利用者の迷惑となるような行為はお止めください。

〇**野球グラウンド・バーベキュー使用後は、必ず整備・清掃を行うこと。**

野球の場合、バッターボックス(キャッチャー位置)・ピッチャーマウンド・塁ベース付近のスパイク穴等は、確実に穴埋め整備をしてください。

〇**タバコの吸い殻・ゴミ等は必ず回収し持ち帰ること。**

ゴミが残っていると次の利用者の迷惑となります。あらかじめ喫煙場所・ゴミの集積場所を決めておくなどして、各自が責任をもって現状復帰に努めてください。

〇**施設使用責任者は、上記の注意点及び下記の公園使用許可条件を確認のうえ、注意点を参加者各位へ周知すること。**

利用者の皆様が不便なく、グラウンドを使用いただくための最低限のマナーですので、ご理解ご協力をお願いいたします。

|  |
| --- |
| 公園使用許可条件 |
| 1　使用団体は、責任者が確定していること。  2　未成年者のみで編成されている団体が使用するときは、原則として責任のとれる成人者名で使用許可申請すること。  3　雨天等で施設の状況が不備なときは、使用を中止すること。  使用者の守るべき事項  1　次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。  　(1)　公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。  　(2)　施設及び設備等を損傷するおそれのあるとき。  　(3)　管理上支障があると認めるとき。  　(4)　その他町長が適当でないと認めるとき。  2　使用責任者は、公園施設使用による一切の責任を負わなければならない。  3　使用者は使用が終了したときは、直ちに施設等の整備を行い原状に復しなければならない。またゴミ、空き缶等は必ず持ち帰ること。  4　使用者は施設設備及び備品等を破損又は滅失したときは、すみやかに町長に報告するものとし、これが故意又は重大な過失によるものであるときは、その損害を賠償しなければならない。  5　野球バックネット裏のスタンド(芝生、コンクリート)及び周辺園路でのスパイク使用は禁止する。  6　ダッグアウト内の喫煙・飲食は禁止し、使用後は清掃を行うこと。  7　使用する石灰は、各団体で用意すること。  8　野球場使用者は、球場内以外でのウォーミングアップ、キャッチボール、トスバッティング等は、行わないこと。  9　野球場使用後は、グラウンド整備を行うこと。  10　バーベキュー棟は、午後8時30分以降使用禁止とする。適正な火の始末・使用時間の厳守を行うとともに、焼却炉への空き缶等の投げ入れは禁じる。  11　使用の際は、職員の指示に従うこと。  12　その他、千代田町都市公園条例及び同施行規則を遵守すること。 |